

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		幼稚園保育料の減免の決定		
根拠例規及び条項		多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和 55 年条例第 37 号）第 6 条第 2 項		
所 管 部 課 名		福祉部 子ども支援課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 62 年教委規則第 9 号）第 15 条及び別表第 2		
	基 準	規則第 15 条及び別表第 2 に定めるところによる。		
	設定年月日	平成 12 年 12 月 19 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 ～30 日程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	協議機関 日（機関名 ） 処分機関 30 日		
	設定年月日	平成 12 年 12 月 19 日	最終変更年月日	
備 考				